

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	草津町

草津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 総務課
所 在 地 吾妻郡草津町大字草津 2 8 番地
電 話 番 号 0 2 7 9 - 8 8 - 0 0 0 1
F A X 番 号 0 2 7 9 - 8 8 - 0 0 0 2
メールアドレス soumu@town.kusatsu.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	草津町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	キャベツ	被害面積 40 a
		被害金額 36 千円
ツキノワグマ	未成熟トウモロコシ	被害面積 25 a
		被害金額 637 千円
ニホンジカ	花豆	被害面積 35 a
		被害金額 43 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ：町内の国有林民有林を問わず生息していると考えられる。農作物の被害は、広範囲に及んでいる。特に電気柵など防除対策を行わない場合は、収穫が見込めない状況である。また農作物以外にも、ゴルフ場、敷地の広い宿の芝が荒らされたり、畑の土手や堆肥などが掘り起こされている。 ツキノワグマ：町内の山林一体に生息し、特に収穫前の未成熟トウモロコシの被害が集中する。また、当町は年間を通して多くの観光客が訪れるが、農地周辺だけでなくサイクリングロードや遊歩道などでの目撃情報も多い。人的被害が心配されているため、これらの情報が寄せられた場合には、出没情報の提供、注意喚起を行っている。 ニホンジカ：町内の前口地区を中心に国有林民有林を問わず生息していると考えられる。農作物の被害は、広範囲に及んでいる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
イノシシ	３６千円 ４０a	３０千円 ３２a
ツキノワグマ	６３７千円 ２５a	５１０千円 ２０a
ニホンジカ	４３千円 ３５a	３５千円 ２８a

(注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	わな・檻設置時の見回り委託費の支給、団体加入としてのわな保険加入費の補助、ハンター保険の費用の補助を行っている。また後継者育成のため、わな猟免許取得費用の補助を行っている。 イノシシ 捕獲奨励金の交付、捕獲檻、ワイヤートラップの増設、狩猟期終了後に銃器使用による町内一斉の予察捕獲を実施している。 ツキノワグマ 農地や民家周辺への出没により人身への危険性がある場合に銃器及び捕獲檻で捕獲を行い、その後解体し研究機関へ提供している。 ニホンジカ 捕獲奨励金の交付、捕獲檻、ワイヤートラップの増設。	・捕獲業務従事者の確保 ・住宅密集地等への出没による人身被害

防護柵の設置等に関する取組	特に設置するほどの被害が無い ため設置する予定無し	
生息環境管理その他の取組	鳥獣の隠れる場所となる藪の刈払いの実施	実際に被害を受けている農家以外の住民はあまり関心が高くない。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲とあわせ、必要な箇所は電気柵の設置を行うなどにより被害防止に努めていく。基本的には、農業者自身による自主的な電気柵設置を推進し被害の防除を図る。 イノシシ：繁殖能力が高く増加していく可能性が高く、猟友会の捕獲隊のみでは対応が厳しくなっていく。今後は、農業者自身によるわな捕獲を支援していくことで、被害防止対策の強化となり、個体数の減少を図る。また、狩猟期中のイノシシ捕獲の促進と、猟期後の銃器による予察捕獲も行う。 ツキノワグマ：希少な動物であることを踏まえながら、農作物の甚大な被害や人身被害の恐れのあるときは、従来通り檻による捕獲を行う。 ニホンジカ：生息域が拡大しており増加していく可能性があり、猟友会の捕獲隊のみでは対応が厳しくなっていく。今後は、農業者自身によるわな捕獲を支援していくことで、被害防止対策の強化となり、個体数の減少を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、群馬県の定める鳥獣保護事業計画に基づき編成した有害鳥獣捕獲隊員が従事する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 から 令和8年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲活動に取り組む。 また、効果的な捕獲機材を導入するとともに捕獲従事者を確保するため、狩猟免許を取得しようとする者に対し助成を行う。 ICT機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により、鳥獣毎に捕獲計画数を設定するものとする。 イノシシ：被害区域が拡大し、生息数も増加している可能性があるが近年、農作物被害による捕獲数も少なく、毎年5頭を目標に被害農地及びその周辺の山林において捕獲を行う。 ツキノワグマ：毎年、遊歩道や人家周辺への出没もみられることから、被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議し捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。 ニホンジカ：農作物、森林への被害だけでなく、人家の近くにも出没し、車との衝突事例も発生しているため、毎年5頭を目標に被害農地及びその周辺の山林において捕獲を行う。

年度別捕獲実績

		令和 4	令和 5
イノシシ	有害	1 頭	3 頭
ツキノワグマ	有害	1 頭	0 頭
ニホンジカ	有害	1 頭	0 頭

※頭数は有害捕獲数であり猟期を除く

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	5 頭	5 頭	5 頭
ニホンジカ	5 頭	5 頭	5 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

対象鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。

イノシシ 主に箱罠及びくくり罠を使用し、春先の農作物の植え付け時期から収穫終了までの間を中心に、被害農地及びその周辺の山林において捕獲を行う。また、猟期においても捕獲奨励を行い、これを推進する。

ツキノワグマ 人身被害防止等、捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。

ニホンジカ 主に箱罠及びくくり罠を使用し、春先の農作物の植え付け時期から収穫終了までの間を中心に、被害農地及びその周辺の山林において捕獲を行う。また、猟期においても捕獲奨励を行い、これを推進する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃での捕獲は、人的被害の可能性がある場合に限り、警察と連携して周辺状況や捕獲に安全な場所であること等を判断し、迅速にこれにあたる。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
草津町全域	捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣について、「地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき」県から委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6 年度	7 年度	8 年度
	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6 年度	7 年度	8 年度
	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
6 年度		該当なし
7 年度		該当なし

8 年度	該当なし
------	------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
草津町役場	被害全般に関する事務等
草津町鳥獣被害対策実施隊	被害調査・捕獲
草津町猟友会	被害調査・捕獲・パトロール
長野原警察署草津町交番	パトロール・広報

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

草津町から猟友会、警察、森林事務所へ連絡

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

町有地に埋設処分する。ツキノワグマは、学術研究用に部位提供を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	予定なし
ペットフード	予定なし
皮革	予定なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	予定なし
--------------------------------------	------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	草津町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
草津町	協議会の運営
草津町猟友会	被害状況調査・捕獲・パトロール等
草津町農業委員会	情報提供等
鳥獣保護管理指導員	被害調査・指導等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策支援センター	被害対策の指導・助言

吾妻農業事務所	被害対策の推進
---------	---------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

草津町有害鳥獣捕獲隊の隊員のうち被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者として、特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」を任命し、担当する地域の対象鳥獣3種類の捕獲を担うこととする。
現在隊員数7名。令和6年3月1日時点
また、農作物被害のほか、人身被害防除等の捕獲を担うこととする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が主催するわな猟免許取得者講習会への参加と狩猟免許取得への助成を通じて捕獲従事者の確保・育成を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者が共通認識を持つための各研修会等へ積極的に参加し組織の充実を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。